

原子力施設外に搬出された検査機器等の 保管状況に関する指示文書の受領について

平成24年7月27日
北陸電力株式会社

当社は、本日(7月27日)、原子力安全・保安院より、指示文書「原子力施設外に搬出された検査機器等の保管状況について(指示)」を受領しましたので、お知らせします。

原子燃料工業(株)の周辺監視区域¹外の倉庫において、関西電力(株)及び四国電力(株)の原子力発電所において検査に用いられ、放射性物質に汚染された検査機器等を収納したL型輸送物²が、長期間保管されていたことが確認されました。

本件は、現行法令上の違反はなく、また、現状において安全上の問題も認められないものの、適切な管理を欠いている状態と考えられることから、原子力安全・保安院より原子力事業者に対して、原子力施設から過去に搬出した検査機器等を収納したL型輸送物が、周辺監視区域の外において保管されている事案の有無に関して可能な限り調査し、平成24年8月10日までに報告するよう指示を受けたものです。

当社としては、今回の同院からの指示に対して適切に対応してまいります。

以 上

1 周辺監視区域

原子炉等規制法の関係省令で定められる区域であり、立ち入る者の制限等の措置がなされている。

2 L型輸送物

原子炉等規制法の関係省令で定められる輸送物であり、その収納物は「危険性が極めて少ない核燃料物質等として主務大臣の定めるもの」と定義されている。